

2 助成額算定の考え方（不足人員・代替人材との契約形態別）

I 基本的な考え方

- 1 不足人員との間で雇用契約がある場合を、支援の基本としています。
- 2 不足人員が元々予定していた総労働時間を上限とし、不足人員の総計とします。
例：180時間が2人と160時間が1人の人員が来る予定だった場合
⇒ $180+180+160=520$ 時間（代替人材の助成対象となる上限時間）
- 3 賃金（労賃）の支援対象額は、不足人員と代替人材の基本給（時給額）を比較して算定します。基本給には家族手当、食事手当等、手当は一切含みません。基本給（時給額）の差額は、代替人材の平均時給額から不足人員の平均時給額を差し引いて計算します。
- 4 残業時等に割増賃金を支払っている場合は、割増した時給額を比較して算定します。
なお、割増賃金を申請する場合には、残業の実態や割増の金額を把握するため、不足人員の出勤簿や賃金台帳等の提出が必要です。
- 5 各費目（労賃、交通費、宿泊費等）ごとに、掛かり増し分を計算します。
保険料は労働保険（労災・雇用保険）の雇用主負担分及び傷害保険料のいずれかが対象になります。
- 6 申請者と親族、子会社等の特別な関係者からの調達分がある場合、調達先の利益相当分については助成の対象にしません。
- 7 宿泊費の助成は、代替人材が初めて働く日の前日から対象とします。
- 8 人材派遣料と農作業受託料は管理費を含むため、1時間500円の上限がありません。
- 9 不足人員との間で元々雇用契約がない場合（例：経営者、経営者の家族・親族、観光農園の来場者、援農ボランティア等）は全て、労賃は500円×人・時間で算定、交通費、宿泊費、保険料は実費を支援します。なお、この場合、人材派遣会社、人材紹介会社、農作業受託会社への管理費、紹介料は、計算の対象にしません。
- 10 研修費は、代替人材が勤務する上で必要最低限の技能の習得を必要とする場合に、月間単位で行うものが対象となり、支給期間中は労賃の申請はできません。
- 11 感染予防のための隔離期間に生じた費用は対象になりません。

II 不足人員と雇用契約があった場合

支援対象経費、支援金額の基本的な考え方

① 代わりとなる人材を雇用した場合に、**掛かり増し**となった**交通費、宿泊費、労賃**などが事業対象となります（**保険料は実費が事業対象**）。

② 支援金額の上限単価は、以下のとおりです。

交通費 3万円/月以内	宿泊費(居住費) 6,000円/泊以内 ※令和3年1月以降の雇用 にかかる申請の場合 (10万円/月)	保険料 実費	労賃 500円/時間以内 (10時間/日)
-----------------------	------------------------------------------------------------------------	-------------------------	------------------------------------

1 代替人材を直接雇用

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃	不足人員の労賃 (時給A)	代替人材の労賃 (時給B)	(時給B - 時給A) × Bの労働時間 時給差額は500円まで

※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用、保険料の実費を支援。

2 他産業の外国人技能実習生、特定技能外国人を直接雇用

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃	不足人員の労賃 (時給A) 監理費・委託費等	代替人材の労賃 (時給B) 監理費・委託費等	(時給B - 時給A) × Bの労働時間 + (Bの監理費・委託費等 - Aの監理費・委託費等) 時給差額は500円まで

※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用、保険料の実費を支援。

※ 不足人員を直接雇用していた等、元々の予定額に監理費や委託費等が含まれない場合は監理費等を差し引きません。

※ 監理団体又は登録支援機関の登録が認められなかった場合、監理費・委託費等は助成対象となりません。

3 代替人材を人材紹介で手配、直接雇用

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃等	不足人員の労賃 (時給A) 監理費・委託費等	代替人材の労賃 (時給B) 紹介料	(時給B - 時給A) × B の労働時間 + (Bの紹介料 - Aの監理費・委託費等) 時給差額は 500 円まで

- ※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用、保険料の実費を支援。
- ※ 人材紹介会社は、あらかじめパートナー登録し、地域の相場の範囲での契約とすること、会議所が必要とする資料提出等の求めに応じることなどの取り決めを交わす必要があります (申請受付前の取組についてのみ、事後に登録することも可能ですが、登録は必須となります。)
- ※ 紹介料は代替人材を雇用した際にかかる手数料 (職業紹介サービスの成功報酬部分) を対象とし、事務手数料にかかる費用は対象としません。(求人受理時の事務費用は人材呼び込み支援事業の対象経費となります。)
- ※ 不足人員を直接雇用していた等、元々の予定額に監理費や委託費等が含まれない場合は監理費等を差し引きません。
- ※ 人材紹介会社の登録が認められなかった場合、紹介料は助成対象となりません。

4 代替人材を人材派遣で手配

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃等	不足人員の労賃 (時給A) 監理費・委託費等	代替人材の派遣料 (時給B)	(時給B - 時給A) × B の労働時間 - Aの監理費・委託費等

- ※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用を支援。
- ※ 人材派遣会社は、あらかじめパートナー登録し、地域の相場の範囲での契約とすること、会議所や人手不足経営体が必要とする資料提出等の求めに応じることなどの取り決めを交わす必要があります。(申請受付前の取組についてのみ、事後に登録することも可能ですが、登録は必須となります。)
- ※ 不足人員を直接雇用していた等、元々の予定額に監理費や委託費等が含まれない場合は監理費等を差し引きません。
- ※ 人材派遣会社の登録が認められなかった場合、事業の助成対象となりません。

5 農作業受託組織に作業を委託

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃等	不足人員の労賃 (時給A) 監理費・委託費等	農作業受委託料 (面積単位の料金)	$B - (時給A \times 委託した作業を行うのに必要な時間) - A$ の 監理費・委託費等

- ※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用を支援。
- ※ 農作業受託組織は、あらかじめパートナー登録し、地域の相場の範囲での契約とすること、会議所が必要とする資料提出等の求めに応じることなどの取り決めを交わす必要があります (申請受付前の取組についてのみ、事後に登録することも可能ですが、登録は必須となります)。
- ※ 不足人員を直接雇用していた等、元々の予定額に監理費や委託費等が含まれない場合は監理費等を差し引きません。
- ※ 農作業受託組織の登録が認められなかった場合、事業の支援対象となりません。

Ⅲ 不足人員と雇用契約がなかった場合

人材派遣会社、人材紹介会社、農作業受託組織は登録が必須なことは、Ⅱと同じ。

元の雇用契約のない場合の支援

観光農園で、例年収穫していた観光客等が
外出自粛等により来なくなった、**農作業**をしていた家族
が感染したなど、**元の雇用契約がない場合**

かかった費用を、以下の上限単価の範囲内で支援します。
直接雇用、人材派遣、作業委託のいずれであっても、
代替の人員が何時間何日労働をしたかにより、計算をします。

交通費
3万円/月以内

宿泊費(居住費)
6,000円/泊以内
※令和3年1月以降の雇用
にかかる申請の場合
(10万円/月)

保険料
実費

労賃
500円/時間以内
(10時間/日)

人材派遣会社、人材紹介会社、農作業受託組織は登録が必須なことは、Ⅱと同じ。

1 代替人材を直接雇用

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃	なし	代替人材の労賃	500円/時×Bの労働時間

※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用、保険料の実費を支援。

2 他産業の外国人技能実習生、特定技能外国人を直接雇用

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃	なし	代替人材の労賃 監理費・委託費等	500円/時×Bの労働時間+ Bの監理費・委託費等

※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用、保険料の実費を支援。

※ 監理団体又は登録支援機関の登録が認められなかった場合、監理費・委託費等は助成対象となりません。

3 代替人材を人材紹介で手配、直接雇用

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃等	なし	代替人材の労賃 紹介料	500円/時×Bの労働時間のみ

※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用、保険料の実費を支援。

4 代替人材を人材派遣で手配

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃等	なし	代替人材の派遣料	500円/時×Bの労働時間のみ

※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用を支援。

5 農作業受託組織に作業を委託

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃等	なし	農作業委託料 (面積単位の料金)	500円/時×Bの労働時間のみ

※ 別途、交通費、宿泊費の掛かり増し費用を支援。

IV 代替人材に対して研修を実施した場合

経費の費目	元々の予定額 (A)	支払額 (B)	支援対象額 (C)
労賃等	なし	なし	2,400円/時×研修時間

※研修費の上限は、1経営体当たり研修生3人までは20万円以内/月、研修生4人以上は30万円以内/月となります。

※同一期間に労賃と研修費を同時に助成することはできません。

<研修費の助成対象とならない例>

- ・1ヶ月以下の雇用期間を締結している場合
- ・研修内容が全て単純作業等である、研修期間が必要以上に長い等、全国農業会議所の審査で不相当と認められる場合